



図1 花火打ち揚げ事業場における労働安全衛生管理体制

とがわかった。

そこで、今回、著者は、今後の花火打ち揚げ事業場における熱中症予防に役立てることを目的に、日本煙火協会に加入している花火打ち揚げ事業場を対象に、新たな通達⁷⁾の内容を周知することも含めて、同様の熱中症予防対策実施状況調査を行ったので報告する。

方 法

日本煙火協会に加入している事業場のうち、各事業場のホームページで住所と花火打ち揚げを行っていることが確認できた104事業場を対象に、花火打ち揚げ事業場における熱中症予防対策実施状況等に関する無記名自記式アンケート調査を郵送にて行った。なお、調査に先立ち岐阜大学大学院医学系研究科医学研究等倫理審査委員会の承認を得た。

調査票の内容は、労働者数、業種、主な労働場所、安全衛生管理体制(安全衛生管理の基本方針の決定の有無、産業医、衛生管理者の選任の有無等)、熱中症発生状況、前述の平成21年6月19日付け通達「職場における熱中症の予防について」⁷⁾に準拠した項目の実施状況、平成22年及び平成23年における熱中症発生状況、花火打ち揚げ時のマスク、耳栓等及び保護メガネ着用の指示の有無等である。

本アンケート調査実施にあたって、職場における熱中症予防に関する通達等の周知につなげるため岐阜産業保健推進センターで、平成21年6月19日付け通達(基発第0619001号)「職場における熱中症の予防について」⁷⁾に準拠して作成されたリーフレット「熱中症を防ごう」を同封した。

調査は平成24年6月に実施し、30機関から回答を得

た(回収率28.8%)。

本報告では、事業場規模による比較は、規模10人未満(11機関)と規模10人以上(18機関)で行った。なお、事業場規模50人以上の事業場は2事業場にすぎなかった。

各アンケート項目に対して「無回答」または「該当なし」の場合は、その項目の解析から除外した。結果は平均±標準偏差(最小～最大)で示した。

統計ソフトとしてSPSS(11.5版)を用いた。有意差検定には、 χ^2 検定またはFisherの直接確率計算法を用い、 $P<0.05$ で有意差ありと判定した。

結 果

アンケート回答者の内訳は、全体(N=28)では安全担当者が21.4%、労務担当者が21.4%、人事担当者が25.0%、衛生管理者が7.1%、衛生担当者が7.1%、その他が42.9%であった。規模別では、規模10人未満の事業場では、その他が63.6%で最も多く、規模10人以上の機関では、安全担当者、労務担当者及びその他がそれぞれ29.4%で最も多かった。

花火打ち揚げ事業場の安全衛生管理体制(N=30)に関して(図1)、実施率が50%以上であった項目は、「定期健康診断を実施している」(80.0%)、「安全管理者を選任している」(66.7%)、「安全衛生管理の基本方針を決定している」(60.0%)、「緊急連絡網を関係者に周知している」(53.3%)の4項目にすぎなかった。規模10人未満の事業場で「安全衛生管理の具体的な年間計画を作成している」割合は27.3%であり、10人以上の事業場(0.0%)に比べ、有意に高率であった($P<0.05$)。

花火打ち揚げ時(N=30)に、マスクを着用させている